

大林組協力会社災害防止協会

加入のご案内



アタッキー

「安全」と「安心」を
より確かなものとするために

労働災害
防止活動

互助事業





労働災害の防止を目指して

大林組と協力しあい、現場の安全確保に貢献しています。

労働災害防止活動

安全性を高め、未然に災害を防止するために、多彩な活動を行っています。

1 安全衛生教育の実施

有資格者の確保と安全衛生管理の向上を目的に各種安全衛生教育を実施し、毎回多くの方々に受講いただいています。費用の一部を当協会が負担することにより、会員の方々には非常に参加しやすいものとなっています。



「クレーン5t未満」特別教育



玉掛技能向上教育



主な実施教育

- 職長・安全衛生責任者教育
- 特別教育
- 職長向上教育
- 技能向上教育
- 技能講習
- 雇用管理責任者研修

2 安全衛生教材の頒布と安全用品の斡旋販売

現場へ提出する作業手順書作成のための「作業標準」(OC-COMET上に無料掲載)をはじめ、安全教育の教材として役立つ「安全ビデオ(DVD版)」や「ATKYシート」などを制作・配付しています。また、安全帯や安全靴などの販売も斡旋。いずれも会員ならではの求めやすい価格となっています。

なお、安全教材の注文はBiznet(ビズネット)を利用することができ、指定した配送先へスピーディーにお届けします。



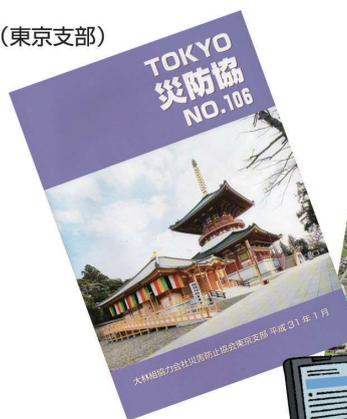
※Biznetの利用には、別途会員登録(無料)が必要です。詳しくは各支部にお問い合わせください。

「大林組協力会社災害防止協会」は1976年（昭和51年）に創立され、安全衛生教育、安全にかかわる情報や資料の提供などを通して、現場での労働災害防止に大きく寄与。また、会員会社の自主的な安全管理向上をめざし、管理体制の整備や充実を図るための指導・支援を行っています。

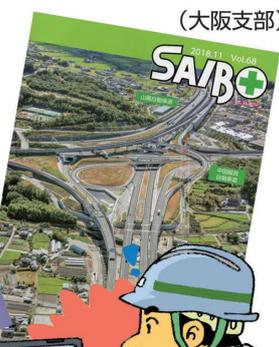
3 役立つ情報や資料の配付

大林組よりOC-COMETを經由して「セイフティ・インフォメーション」を配信。さらに支部ニュースも配付（東京・大阪のみ）し、安全に対する各支部の活動状況、大林組の安全管理施策や災害事例などについても紹介しています。

（東京支部）



（大阪支部）



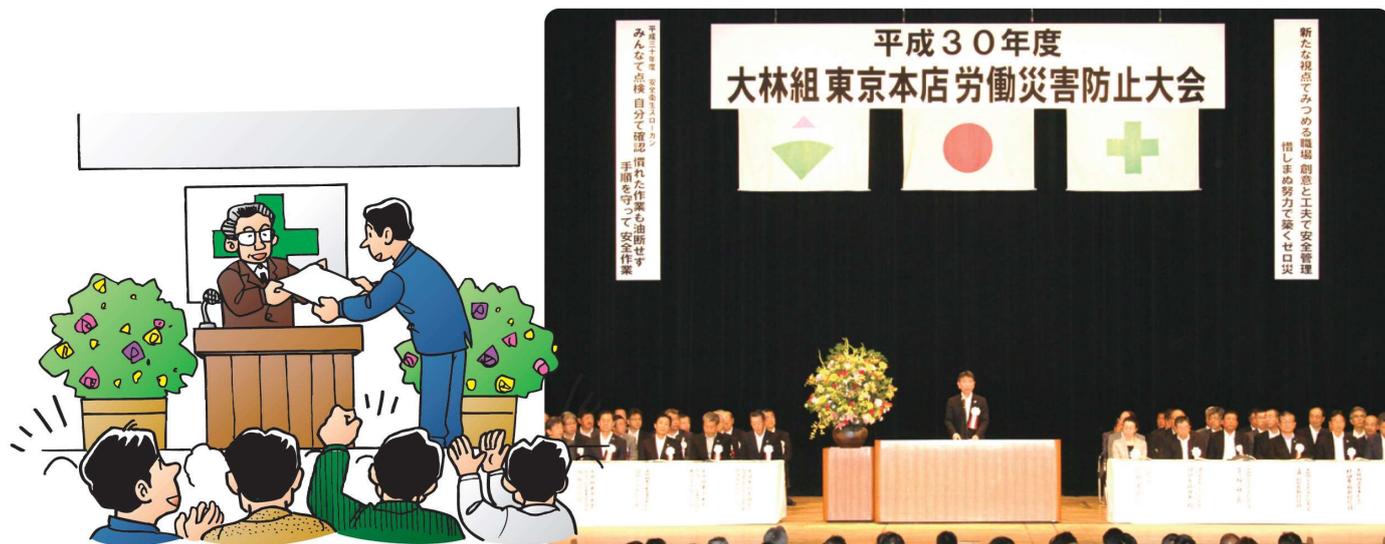
4 安全衛生パトロールの実施

会員によるパトロール班を編成し、現場の安全衛生パトロールを実施することで、作業員の危険行動や安全設備のチェックなどを行っています。当パトロールでは、協力会社の立場から積極的な提言も行っており、とくに有効な活動として位置づけられています。さらに安全週間などには、当協会の役員による特別パトロールも実施しています。



5 災害防止大会の実施と成績優秀者の表彰

全国安全週間の準備期間中（6月1日～30日）、各支部において大林組との共催による災害防止大会を実施。大林組関係者ならびに会員各社が多数参加し、安全への意識を向上させています。また当大会において、安全成績が優秀な会員や災害防止への貢献度が高い職長などを表彰。安全に対するモチベーションを高めることで、さらなる意識向上を図っています。





当協会では、通常会員の従業員（通常会員の協力会社の作業員を含む）が、大林組の工事にかかわり、業務上および通勤途上に災害を受けた場合、ならびに業務外の事由により死亡した場合に、互助金や見舞金等の支給を行っています。

※ただし、通常会員が法定外補償を行っていることが条件となります。

互助事業

※2008年4月1日より、保険業法の改正を受けて一部変更されました。

支給対象

業務上および通勤途上の災害

大林組の工事に従事している作業員が業務上の災害を受けた場合、および大林組の工事に従事するための通勤途上に災害を受けた場合に支給されます。

互助金

死亡または障害等級1級～7級に認定された場合に支給されます。

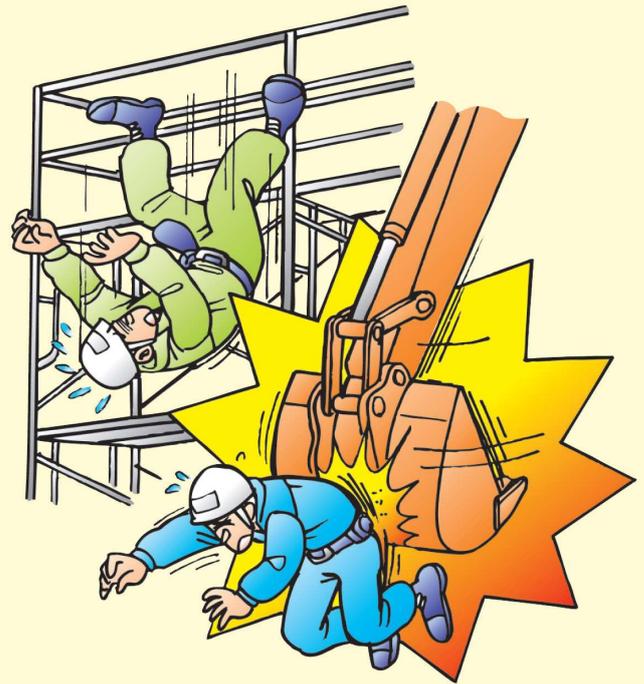
見舞金

障害等級8級～14級に認定された場合に支給されます。

業務外の事由による死亡

弔慰金

大林組の工事に従事している作業員が、現場内で業務外の事由により死亡した場合でも、10万円を限度として弔慰金が支給されます。



※いずれの場合も通常会員の協力会社の作業員を含みます。
 ※JV工事も支給対象となります。ただし、会費納入手続きがとられていない場合は対象外となります。

支給金額

死亡または障害等級に応じ、下表の金額を限度として支給いたします。

区分	互助金								見舞金						
	死亡	障害等級							障害等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
業務上災害・通勤途上災害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	550万円	500万円	390万円	320万円	10万円						
業務外の事由(弔慰金)	10万円														

「全国労災補償制度」 少ない費用で、充実補償!

会員の方々のみ加入できる、大きな安心をお届けする魅力的な制度です。
この制度では、少ない費用で充実した内容の「労災上積み補償」を受けることができます。
また、大林組の工事では、2008年4月以降、請負工事を行う全ての協力会社に
労災上積み保険への加入が義務付けられました。
自社の補償制度として是非おすすめいたします。

大林組の工事だけでなく、
全国の建設業者工事での
労災事故が補償の対象と
なります。

労災上積みプラン

〔労働災害総合保険(法定外補償保険)〕

被用者(政府労災保険の「労働者」と同じ)が、業務上の災害によって身体的な被害(負傷、疾病、後遺障害、死亡)を被り、貴社が政府労災保険の上積み補償を行う場合に、その補償に対して保険金をお支払いします。



補償内容の特長

業務上のケガや、病気(労災事故)を補償します。

団体割引等各種割引により保険料が割安です。

契約時に設定した保険金額を限度として、実際の損害額を事業主へお支払いします。

保険料は全額経費として損金処理が可能です。

業務上の災害のみならず、通勤途上の災害も対象です。

経営審査事項の加点(ポイント)対象です。

政府労災保険が適用される加入会社の全従業員、および下請会社の全従業員など、会員企業の国内の被雇用者が対象となります。

無記名式で手続きも簡単です。従業員の氏名を記入する煩わしさがなく、人数の増減による中途での手続きなどもありません。

加入対象会社

大林組協力会社災害防止協会に加入している会社

対象者の範囲

- ①加入会社の全従業員(臨時雇いを含む)
- ②加入会社の下請企業の全従業員(臨時雇いを含む。ただし中小事業主および一人親方については、政府労災保険に特別加入している場合に限り)

障害補償プラン

使用者(中小事業主・一人親方など)が業務上の災害によって身体的な被害を被り、会員が別途補償を行う場合、その補償に対して保険金をお支払いする「障害補償プラン」もご用意していますので、ご相談ください。

詳しいパンフレットを
ご用意しています。

なお、OC-COMETへログインする時の画面より、全国労災補償制度の内、「労災上積みプラン」のパンフレット及び加入関係書類を見ることができます。

パンフレット請求先

取扱代理店

大林新星和不動産株式会社
品川保険サービスセンター

〒108-8502 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 23階
TEL 03-3472-5201 FAX 03-3472-5155

一人親方、中小事業主等のための「労災保険“特別加入”のお申し込み」ができます。

※下記3支部(東京、大阪、名古屋)のみ、労災“特別加入”事務手続きを受け付けております。(2019. 6. 1現在)



労災保険

療養補償給付

休業補償給付

傷病補償給付

障害補償給付

遺族補償給付

介護補償給付

工事現場では、元請が政府の「労災保険」に加入していますので職長や作業員の方(労働者)が、もし“ケガ”をしてもこの保険から療養補償等の給付を受けることができます。しかし、一人親方と中小事業主等の皆さん方は、この元請けの労災保険の対象からは外れていますので、万一工事現場等で“ケガ”をしても労災保険からの給付はありません。そこで、一人親方と中小事業主の皆さん方は、労災保険に「特別加入」しておく必要があります。

東京支部 TEL 03-3616-1861 FAX 03-3616-1019

大阪支部 TEL 06-6342-0051 FAX 06-6342-0052

*名古屋支部 TEL 052-961-5160 FAX 052-961-5161 (*一人親方のみ受付)

当協会への入会をご検討ください。

大林組の工事に従事する協力会社は、原則として当協会へご加入いただくことになっております。
 (大林組との取引関係がなくなって2カ年を経過した時は、会員資格を喪失します。)
 なお、自社の労災補償制度が充実しており、当協会の互助事業に参加する必要がない
 協力会社は、「賛助会員」として労働災害防止活動に参加することができます。



会費について

(会費は全額経費として損金処理できます。)

通常会員

会費は、大林組から支払われる毎月の工事代金(税抜)に、下表の業種別乗率をもとに算出されます。

業種別乗率表		※算出額は、100円単位で四捨五入します。算出額が200円未満の場合は、一律200円となります。		
区分	取引先コード	業種	乗率	(例)当月分工事または材料代金が1,000万円の場合の当月会費
A	00001~09999	労務費扱いの業種	工事代金の0.06%	6,000円
B	10000~12999 14000~14999 19000~19999	労務外注業種	工事代金の0.04%	4,000円
C	13000~13999 15000~18999 20000~49999	外注業種	工事代金の0.02%	2,000円
D	50000~79999	材料納入業種	材料代金の0.005%	500円
A~D	90000~99999	仮コード	乗率は当該会員の申告した主たる業種の区分	500円~6,000円
Z	指定なし	賛助会員	工事代金による(下図参照)	

賛助会員

賛助会費は、大林組から6ヶ月間に支払われた工事代金(税抜)の合計金額により、下表のとおりとなります。

入会基準

- 株式上場又は資本金10億円以上の業者、あるいはそれに近い業者で、次のいずれかに該当する会社であること。
 - ①防災協の互助金相当額を支出する社内規程を設けていること。
 - ②防災協の互助事業での救済を必要としない資金力があること。
1. に該当しない賛助会員は、原則として通常会員への加入に変更する。

工事代金による区分	会費	算定期間と会費徴収時期
100億円以上	400,000円	5月~10月の大林組処理工事代金合計 会費徴収時期：11月
50億円以上 100億円未満	250,000円	
10億円以上 50億円未満	110,000円	
5億円以上 10億円未満	60,000円	
3億円以上 5億円未満	40,000円	11月~翌年4月の大林組処理工事代金合計 会費徴収時期：5月
1億円以上 3億円未満	14,000円	
3千万円以上 1億円未満	8,000円	
3千万円未満	5,000円	

会費の支払方法

会費は、毎月(賛助会員は11月と5月)お支払いいただけます。ただし、工事代金から自動的に戻入されますので、各会員による支払手続きは不要です。(自動戻入ができない場合は各支部から請求いたします。)
 なお、JV工事のうち工事代金を大林組経由で受領していないものについては、予め会費を差し引くことができませんので、申告納付が必要となります。手続きの詳細につきましては、各支部へお問い合わせください。

お申し込みの手続き

★別添の「加入届」に必要事項をご記入の上、大林組協力会社災害防止協会【各支部】までご提出ください。

支部名	〒	住所	電話番号	FAX番号
札幌支部	065-0014	北海道札幌市東区北14条東8-3-3 鈴久名建設(株)内	011-711-3515	011-711-3516
東北支部	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-6-11 日本生命仙台勾当台ビル	022-267-8531	022-263-9030
東京支部	131-0034	東京都墨田区堤通1-19-9 リバーサイド隅田セントラルタワー2F	03-3616-1862	03-3616-1019
北陸支部	950-8528	新潟県新潟市東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル	025-246-6662	025-243-3110
名古屋支部	461-8506	愛知県名古屋市東区東桜1-10-19	052-951-3209	052-961-5130
大阪支部	530-0003	大阪府大阪市北区堂島2-2-28 オーク堂島ビル3F	06-6342-0051	06-6342-0052
広島支部	730-0041	広島県広島市中区小町1-25	082-242-5007	082-241-5057
四国支部	760-0007	香川県高松市中央町11-11	087-836-3118	087-837-3680
九州支部	816-0847	福岡県春日市大土居2-133 (株)塩月工業内	092-585-1055	092-585-3423

大林組協力会社災害防止協会 御中

(必要事項記入のうえ、当協会各支部まで提出してください。)

(防災協支部事務局提出用)

記入年月日(西暦) 年 月 日

災害防止協会加入届(兼・脱退届)

貴協会の **通常会員** に加入(を脱退)します。←いずれがに○を付けてください
賛助会員 (注3)

住所	〒 -		
会社名			
代表者名	(印) (押印下さい)		
電話番号	()	FAX	()
安全担当者 所属・氏名	所属	業種	
	氏名		

店別 コード	取引先コード	加入(脱退)年月日			率区分	備考
		(西暦)年	月	日		

取引先コードと対応する全ての支部を○で囲んで下さい(大林組本店と防災協各支部の関係は下表参照。
 () 内の数字は、大林組店別コード)。

大 阪 (10)	東 京 (11)	名 古 屋 (12)	九 州 (13)	東 北 (14)	札 幌 (16)	広 島 (17)	四 国 (19)	北 陸 (27)
神 戸 (26)	西 日 本 R C (36)	横 浜 (15)	東 日 本 R C (46)	(注) 1. 太線枠内を記入のうえ、押印してください。 2. 複数の取引先コードをお持ちの場合は全てのコードを登録してください。 3. 「賛助会員」は、本会の行う事業のうち、労働災害防止活動にのみ協賛する会員です。 入会基準があります(詳細は各支部事務局まで)。				

率区分	取引先コード	業種	会費乗率
A	00001 ~ 09999	労務費扱い	工事代金の0.06%
B	10000 ~ 12999 14000 ~ 14999 19000 ~ 19999	労務費外注	工事代金の0.04%
C	13000 ~ 13999 15000 ~ 18999 20000 ~ 49999	外注	工事代金の0.02%
D	50000 ~ 79999	材料納入	材料代金の0.005%
A ~ D	90000 ~ 99999	仮コード	率区分は当該協力会社の業種による
Z	指定なし	賛助会員	工事代金による(下表参照)

以下、防災協支部事務局使用欄

支部受付日(西暦) 年 月 日

- ※1 複数の店コードが記入されたものについては、コピーを該当する他の支部へ送付する。受領した支部は登録手続きを行う。
- ※2 他支部の加入年月日は当該支部の加入年月日と同日とする。

支部			
会 長	常務理事	事務局長	担当者

※賛助会費は、大林組から6か月間に支払われた工事代金(税抜)の総額により、下表より算出されます。

工事代金による区分	賛助会費	算定期間と会費徴収時期
100億円以上	400,000円	5月~10月 大林組処理 工事代金合計 →会費徴収時期: 11月
50億円以上100億円未満	250,000円	
10億円以上50億円未満	110,000円	
5億円以上10億円未満	60,000円	
3億円以上5億円未満	40,000円	11月~翌年4月 大林組処理 工事代金合計 →会費徴収時期: 5月
1億円以上3億円未満	14,000円	
3千万円以上1億円未満	8,000円	
3千万円未満	5,000円	